

## 植民地人の権利と帝国の構造

——アメリカ革命前史の一考察——

有 賀 貞

アメリカ革命戦争勃発に至る約一〇年の間、英本国と北アメリカの植民地とが対立と紛争をくり返したことは周知の通りである。植民地は従来、本国の統制からの広汎な自由を享受していたので、七年戦争後、本国が課税や統制の強化を試みると、植民地人はそれに強く反発し、抗議と抵抗の運動を展開した。彼らの運動は既得権としての自由を守ろうとする運動として始まった。

一七七四年になっても、植民地人は、一方で、彼らの目指すものは六三年以前の権利の回復であり本国に植民地関係の復元であると主張していたが、実際には、その時までには彼らによる植民地の権利の主張や帝国の構造についての彼らの見解は、かなりの変化を遂げていたのである。彼らが本国との紛争の過程で、本国人と植民地人との権利の対等の主張をつきつめ、その主張をますます自然権概念と結びつけていく時、彼らは本国議会の植民地に対する権限を否定し、英帝国を共通の王によって結ばれ、相互に独立した議會をもつ諸部分から成る連邦とみなすようになった。つまり彼らは帝国体制の大きな変革を要求するに至ったのである。

それならば、過去の復元を求めるに過ぎないという彼らの主張は詭弁であったと言うべきであろうか。彼らには、本国の人々に彼らの主張が急進的なものではないという印象を与えたいという心持があったことは確かであろう。しかし主観的には、彼らの要求は旧状への復帰の域を出ないと実際に思われたのであろう。本国からの干渉が少なかつた一七六三年以前の状況を理想化することは容易であったからである。彼らが見解を変えたとしても、それは六四年以降の植民地政策に対応して、植民地の権利についての定義を言いかえただけ、あるいはより明白にただけだといふことができたであろう。変革の要求が過去の復元と結びついていたことがアメリカ革命の特色の一つであった。

本稿は七年戦争終了から革命戦争勃発に至る時期に、植民地人が基本的には同様の論理を用いて自らの権利を主張しつつ、帝国の構造についての見解を変化し発展させた経過をたどるものである。この時期の政治思想の展開を、植民地人の権利および帝国の構造についての見解を中心として、変った部分と変らない部分とに留意しつつ、整理することは、独立宣言、共和政への移行、連邦の形成を考察する前提として、必要な作業であらう。<sup>(1)</sup> 抵抗運動の具体的展開と革命権力の形成に関しては別稿で扱う予定である。

## 一 印紙法の衝撃

植民地人が自らの権利について、またイギリス帝国の構造について、彼らの考えを発展させていく最初の契機となつたのは、印紙法の制定であった。彼らの政治思想の展開はまず印紙法の衝撃によって促されるのである。

長年の戦争によってイギリス政府の財政は苦しく、本国人の税負担が重くなっていたので、本国政府は植民地統治の経費の少くとも一部を植民地からの税収入によって調達していこうと考えたのである。一七六四年のプランテーシ

イン法（「アメリカ歳入法」または「砂糖法」とも呼ばれる）は貿易規制のための法律であるとともに、関税収入の増加を狙いとしていた。それに加えて政府は植民地にも印紙税の制度を導入することに決め、翌年印紙法が成立したのである。<sup>(2)</sup>

印紙税立法化の動きを知った植民地人は、一七六四年から、その立法化を阻止しようとして、それぞれの植民地の代議会を通じて本国への働きかけを行った。六五年に印紙法が制定されると、まず行動したのはヴァージニア代議会であった。パトリック・ヘンリーは印紙法反対の戦闘的演説を行い、強い語調の反対決議案を提出した。情熱的な自由の闘士として彼の名が知られるようになるのは、この時からである。

ヴァージニア代議会の決議は植民地人が本国人と同じくイギリス人としての自由と特権とを有すること、それは国王の特許状によって保証されていることを述べ、代表による同意なしに課税されないことがイギリス人の伝統的自由であると主張し、この自由なくしてはイギリス古来の憲法は存在しえないと論じた。そして植民地人は本国議会に代表を送っていないから、本国議会が彼らに課税するのは不当であり、彼らは個々の植民地代議会の同意によってのみ課税されると主張した。<sup>(3)</sup> 印紙法反対の論拠として、「代表なくして課税なし」の議論が用いられたのはヴァージニア代議会の決議が始めてではない。それは同法制定前、いくつかの植民地議会でも決された反対請願の中にすでにみられた。そしてこの原則に基く議論はヴァージニアの例にならって他の植民地の代議会でも同様に採用されるのである。<sup>(4)</sup>

ヴァージニア決議は「代表なくして課税なし」の原理を、それなくしてはイギリス憲法が成り立たない基本原理であると主張した。イギリスには一箇の文書にまとめられた基本法としての成文憲法は存在しなかったから、イギリス憲法とは、制定法や慣習法、そして政府の慣行の積み重ねによって形成されているイギリスの政府体制の基本的諸原則を意味していた。イギリス憲法の理念は臣民の権利を守るために王権の恣意的な行使を抑える目的をもって発達し

てきたものである。名譽革命の後、王権が抑制され議会在が万能の機関となり、議会在主権の觀念が生まれた。イギリス憲法の由来からして、議会的の万能はイギリス憲法と矛盾なく結びつき、その一部となったのである。植民地人もイギリス臣民として議会在主権の擁護者であったが、しかし議会在が彼らの權利を侵害したと感じた時、議会的の権限に制約があることを強調する必要に迫られた。植民地人はイギリスでは議会在主権の確立とともに用いられなくなった「高次の法」という觀念を復活させ、それに基いてイギリス議会的の課税權に反対した<sup>(5)</sup>。彼らの考へでは、後にマサチューセツツ代議会在が主張したように、自由な政府においては憲法（政治体制の基本原則）は固定しているのであった。こうして彼らは立法部もそれに拘束され、それを變へることができない高次の基本法というアメリカ的憲法觀念を發達させるのである。

「代表なくして課税なし」は確かにイギリス憲法の基本原則であった。それはマグナ・カルタ（一二一五年）、コンフィルマツィオ・カルタールム（一二九七年）などのイギリス憲法史初期の主要文書の規定を経て、名譽革命の權利章典において確認された原則であった<sup>(6)</sup>。しかしイギリス政府の立場に立つ論者は本國議会在はイギリス帝國全体の最高機関であり、植民地に対する課税を含むあらゆる立法の権限を行使しようと主張した。植民地代議会在はたんなる地方議会在にすぎないのであり、地方議会在による課税があるとしても、全体の議会在である本國議会在による課税を免がれることにはならないというのである。植民地人が本國議会在に代表されていないという主張に対して、本國政府の立場に立つ論者は「事実上の代表」という議論を展開した。イギリスの平民は實際に選挙に關与するか否かに係わりなく本國議会的の下院に事実上代表されているという議論である。確かにイギリス本國にも庶民院の選挙に關与しない人々は多かつた。当時、議員であり『アメリカ植民地課税反對論の検討』と題するパンフレットを著したソーム・ジニズは次のように論じた。登録權保有者、借地權保有者、そして動産のみの所有者は代表を選出しない。マンチエスター、

バーミンガムその他多くのわが国の最も富み最も繁栄する商業都市は議会に議員を送っていない。……しかし彼らはイギリス人である、そして彼らは課税されている。……彼らは理念上は議会に代表されているのである。……本国の人々についてそう言えるとするれば、同じことはアメリカ人の人々についても言えるではないか。……もし代表を送っていないマンチェスターやバーミンガムがそれにも拘わらず議会に代表されているのであれば、同様にオルバニーやボストンも代表されているのである。<sup>(7)</sup> また『植民地に関する最近の規制および課税に関する検討』の著者で、植民地課税の推進者グレンヴィルに近い人物といわれたトーマス・ウェイトリーは次のように述べた。「植民地人は本国の議会に代表されている。彼らは議員の選挙はしないが、本国に住む人々も十人中九人は有権者ではない。選挙権とは特定の財産、特別の資格、そして特定の場所における居住と結びついているものである」と論じ、本国議会の植民地への課税はわが憲法の原則に全く合致するものだ<sup>(8)</sup>と主張した。

これら本国の論者の見解に反論した植民地側の論文としては、メリーランドの法律家ダニエル・デュラニーの『イギリス植民地に課税する……ことの妥当性についての考察』(一七六五年)が最もよく知られている。彼は騒乱を好まない穏健な人物で、印紙法批判の後は表立った行動をせず、結局は「無政府状態よりは秩序を選ぶ」と述べて忠誠派となった。印紙法についても、彼はその実施を実力で阻止することには賛成しなかった。しかし一七六五年には、彼が植民地側の主張の代表的な理論的代弁者の役割を演じたことは確かである。

デュラニーは本国議会在イギリス帝国の最高の機関であること、植民地が本国議会の権限に服属することを認めた。しかし彼は本国議会の一般的立法権と課税権とを区別した。彼によれば課税とは人民がその代表を通じて行う自由な贈与であり、したがって「人民の代表としての庶民院の権限領域」に属するものであった。しかし庶民院には植民地人は代表されていないから、庶民院は彼らに代って課税に同意することはできない。植民地の代議会のみが彼らに對

して課税できると彼は主張した。彼は「事実上の代表」という観念は本国内部に関しては妥当性をもつかもしいれないが、植民地人が本国議事に事実上代表されているとは言えないと主張した。それは本国における議員、有権者、非有権者の間には一体性や課税についての利害の共通性があると認められるのに対して、本国の議員や有権者と植民地人との間にはそのような一体性や課税についての利害の共通性がないからである。本国では非有権者が有権者となることは可能であるが、植民地人が庶民院選挙の有権者になることは不可能である。また本国では非有権者の財産のみを対象とした課税はあり得ない。課税は有権者にも非有権者にも等しく適用される。そのことが代表を送らない地域社会の人々、非有権者にとって圧政からの保障となっている。しかし本国の有権者と植民地人との間には課税に関してそのような共通の利害はなく、むしろ両者の利害は矛盾する。それゆえに植民地人が本国議事に事実上代表されているとは言えない。彼はこのように論じ、本国の論客が援用した「事実上の代表」という議論を斥けた。<sup>(9)</sup>

デュラニーは事実上の代表という観念を全面的に否定したわけではない。彼は本国の場合ある地域社会の課税上の利害が他の地域社会によって事実上代表されうることを認めた。しかしそのような認め方の中にもアメリカ的特徴があったと言えるかもしれない。イギリスにおける事実上の代表という観念は、エドモンド・バークが典型的に表明したような国民代表の観念、すなわち議会とは個々の選挙区の代表ではなく一つの国民を代表する者の集まりであるという観念を含んでいた。<sup>(10)</sup> 植民地人にはそのような観念は欠けており、デュラニーの場合も例外ではなかった。植民地では、本国ではすたれてしまった代表の観念、すなわち議員は何よりも個々の地域社会の利害を代表するものだという観念が支配的であり、どの植民地でも議席は本国に比べれば地域的に公平に配分されていた。それゆえ植民地が本国議事に事実上代表されているという議論は植民地人にはとうてい受けいれられぬものであった。革命期には、地域代表の観念に沿って、多くの邦で議席の地域的配分はより一層公平なものに改められるのである。<sup>(11)</sup>

「代表なければ課税なし」と主張した植民地人は植民地が本国議会で代表を送ることにいつてどのようか。本国議会は帝国の最高機関とみなすのであれば、そのような議會への参加を望んでも不思議ではなかった。そのような改革を是とする意見はあったが、有力な意見にはならなかった。例えばジェームズ・オーティスの『イギリス植民地の権利』（一七六四年）は「個々の植民地が本国議会で代表を送ることは……不合理だとは考えられないし、またそれを要求することは不遜な要求だとは言えない」と述べ、本国議会で植民地の代表を送ることを希望した。しかし、それが実現しても、植民地がどれほどの税負担に耐えられるかとか、個々の植民地がどのような地方の法律を必要としているかという問題については、最高の議會は判断能力をもたないと述べ、それらの問題については個々の植民地議會に委せるべきことを示唆した。<sup>(12)</sup>

本国議会で植民地の議員を加えるという考えは、植民地のホイッグ、すなわち植民地人の権利を主張し、その侵害に抗議する人々よりも、本国と植民地との間で仲介者的役割を果そうとした総督の間に提唱者があった。マサチューセッツ総督フランシス・バーナードは『北米イギリス植民地に適用されるべき法律・政治の原則』という論文の中で、本国と植民地間の将来の紛争を防止し帝国の統一を維持して行くためには、本国議会で植民地の代表を加えて、それを真に帝国全体の議會とすることを提唱した。彼はそのような改革によって、本国と植民地との間で、帝国共通の目的のための費用の適切な分担が可能になることを期待した。<sup>(13)</sup> またロードアイランド総督ステイヴン・ポプキンは『植民地の権利の検討』において、イギリス帝国は多くの個別的政府からなる複合国家であるから、本国議会で帝国全体に関わる法律や課税を立法化する際には、本国議会で植民地の代表が参加すべきだと主張することは理にかなっている<sup>(14)</sup>と述べた。ペンシルヴァニア植民地代議会の代理人としてイギリスに駐在していたフランクリンも、本国と植民地との仲介者的立場にあった人物の一人とみなすことができよう。彼は印紙税が提議された当初はそれに反対せず、

友人を印紙販売人に推薦したほどであった。しかし彼は植民地の動向を見て態度を変え、その後は印紙法の撤廃のために尽力した。彼も本国議会在に植民地の代表を加えて帝国全体の議会とする改革を望んだ。<sup>(15)</sup>しかし植民地代表の本国議会への参加という改革は植民地でもまた本国でも有力な主張とはならず消えていった。

植民地ホイッグの公的な声明には、そのような要求はみられない。個々の植民地代議会の決議にも印紙法会議の決議にも、そのような主張はない。むしろ本国議会への参加が物理的に不可能なことが強調され、それゆえに、植民地人を代表するものは植民地議会だけであると主張されたのである。これは彼らが植民地議会によってのみ課税されてきた（関税を別とすれば）という既得権を擁護しようとしていたことからみて、当然であろう。

一七六五年一〇月の印紙法会議は、九つの植民地の代表が集まり植民地の連帯を示した会議であり、後の大陸会議のための先例として重要な意味をもつものである。この会議の決議は植民地ホイッグの立場の最大公約的な表現とみてよいであろう。この決議は「崇高な機関たるグレートブリテンの議会」への「すべての適わしい服従」を表明しつつ、しかし植民地人を代表しない議会による植民地人への課税の合憲性を否定した。「国王へのすべての調達は人民の自由な贈与であるから、グレートブリテンの人民が植民地人の財産を国王に提供することはイギリス憲法の原則と精神に矛盾する。」そして実際、植民地それぞれの代議会によって決められたものでない税はこれまで植民地人に課されたことがなかったと、この決議は述べた。そして「これらの植民地の人民は……彼らの地方的条件のゆえにグレートブリテンの庶民院には代表されえない」と彼らが本国議会在に代表されることの不可能性を主張した。<sup>(16)</sup>つまり本国議会在に代表されることの物理的不可能性を強調して、個々の植民地代議会在に課税についての権限を確保しようとしたのである。地方的条件のゆえに本国議会在に代表されえないという主張には、ある地域を代表する者はその地域に住し、その地域の住民と密接な関係をもたねばならないという植民地人の代表観念が反映されている。



印紙法会議の決議は個々の植民地代議会の決定によらない「いかなる課税」も違憲であると主張している。それゆえ印紙税に反対した植民地人は内部税（インターナル・タックス）と外部税（エクスターナル・タックス）とを区別しなかったというエドマンド・モーガンの見解にも一応の根拠がある<sup>(17)</sup>。しかし彼の見解は明らかに誇張である<sup>(18)</sup>。印紙法会議の決議は印紙法とともに一七六四年の通称「アメリカ歳入法」と呼ばれる法律による貿易に関する規制や課税にも反対した。しかし後者に対する反対の論拠は、印紙法反対のそれとは異なり憲法の原則にからめたものではなく、それが植民地にとって不都合なものであり、植民地の本国商品購買力を弱めるから結局本国にとっても不都合なものとなるという理由で反対が表明されていた<sup>(19)</sup>。このような反対論は印紙法会議が、植民地貿易に関税を課すことは本國議会の権限であると認めていたことを示している。「内部税」という言葉は実際にいくつかの植民地代議会の公式文書で用いられている。六四年のマサチューセツとコネティカットの代議会の請願や六五年のロードアイランド代議会の決議は「内部税」に反対した。他の植民地の公式文書が、印紙法会議の決議と同様に、本國議会の「課税権」を否認していたことは、モーガンが指摘する通りである<sup>(20)</sup>。それに関連して、フランクリンは一七六六年二月本國議会の庶民院で喚問された時、すべての課税を否認するという言葉が用いられたとしても、それは「内部税のみを意味する」と言明した<sup>(21)</sup>。六五年の段階では、植民地人は通商規制とは無関係の、明らかに税収のみを目的とした関税に直面していなかったから、彼らの多くは「外部税」の形をとった課税の是非について論じる必要と用意はまだなかった。彼らの当面の問題は印紙税に反対することであった。「アメリカ歳入法」は関税という形での課税法であるけれども、これは通商規制に関連する関税であった。このような形での課税については、植民地人はこれまで脱税行為を冒したとしても原則としては服従してきたのである。当時、関税は通商規制に付随するものに限られていると諒解されていたとすれば、フランクリンが述べたように、植民地人は、たとえ本國議会の課税権をすべて否認するようにみえた

しても、実際には「内部税」の課税権を否定したのだといえる。けれども彼の言明を、実際チャールズ・タウンゼンドが解釈したように、植民地人が関税ならばどのようなものでも容認する立場をとっているという意味に解釈するならば、それは曲解である。そしてまた、たとえ「内部税」に反対するという表現が用いられたとしても、それは本國議會が関税であればいかなるものでも課する権限があることを容認したわけではないであらう。そのような文言が用いられたのは、通商規制に関係ない関税の可能性が考慮されていなかったからに過ぎない。

いずれにせよ、植民地人は課税——少くとも「内部税」——に関するかぎり、各植民地議會固有の権限であることを主張し、本國議會の権限を否定したのであるから、二つの議會にそれぞれ固有の権限領域を認める連邦的帝國觀を提示したのだと言えよう。そしてこのような帝國觀は従来の慣行に支持されて、彼らの思想の中に潜在的には以前から存在していたのだということもできる。それゆえにこそ、彼らは自由な帝國として英帝國への帰屬感をもつことができたのである。<sup>(23)</sup> 彼らは今や印紙税に直面して、潜在的に存在していた帝國觀を顕在化させ、それを理論的に正当化する必要に迫られたのである。

印紙法反対闘争の所産として書かれた最も急進的なパンフレットはヴァージニアのリチャード・ブランドによる『イギリス植民地の権利の考究』（一七六六年）であらう。この論文は「事実上の代表」理論を批判しつつ、本國の大多数の人民が選挙権をもたない状況を不合理なものとして強く批判した点でも急進的であったが、植民地人の祖先が王との契約によって新しい国に移住し、その契約に基いて政府を組織したのだと述べ、植民地を本國とは別個の政治社会とみなして初めて明白な連邦的帝國論を展開した点でも当時としては急進的であった。

ブランドは、植民地は「外的統治」(エクスターナル・ポリティ)に関して本國に結びついているが「内的統治」(インターナル・カヴァンメント)については独立しているという見解をとった。植民地の外的統治に関する事柄につい

ては、われわれは本国議会の權威に服従しており、かつそうしなければならぬが、本国議会在植民地の内的統治のみに関する事柄について法律を押しつけるならば、それは同意に基づいて治められるというわれわれのイギリス人としての生得権を害することになると、彼は主張した。彼は「権利は平等を意味する」と言い、同じイギリス臣民が本国と植民地とで権利を差別されることに反対した。なぜ本国議会在植民地の外的統治権をもつかについて彼の理論は明らかではないが、彼は本国議会在「プリティッシュ・ネーション」全体の議會として認めていた。<sup>(23)</sup>彼は植民地のイギリス国王への服従が母国に植民地への外的統治権を与えており、母国と植民地との関係は国王の特許状に含意されていると考えていたように理解される。本国議会の権限を外的統治については認める点では、ブランドの連邦帝国論は一七七四年に登場するジェファソンやジェームズ・ウィルソンの国家連合的帝国論ほど急進的なものではなかった。

ブランドの論文は本国議会在植民地の「内的統治」についての権限がないことを最も明白に主張したものであったが、このような見解は彼独自のものではなく、当時すでにかなり植民地人の中に広まっていたとみてよい。いくつかの植民地代議会の決議がそのことを示している。一七六五年のヴァージニア代議会の決議は、その第四項で「この……植民地の陛下の臣民は内政と課税に関しては彼ら自身の同意に基き、彼らの君主の裁可を得て制定された法律によって統治されるという貴重な権利を妨害なく享受してきたのであり、その権利は一度も奪われたことも譲渡されたこともなく、グレートブリテンの歴代の王と人民とによってつねに承認されてきたものである」と主張していた。<sup>(24)</sup>ここでは内政と課税とは同列に論じられており、課税についてと同様に内政に関しても植民地議會にもっぱら立法権があるという見解がとられていると言えよう。同様の主張はコネティカット、ロードアイランド、メリーランドの各代議会の決議およびマサチューセッツ代議会の総督あての書簡の中にも見られた。ただし同代議会の決議の中にはない。<sup>(25)</sup>こうした状況を考慮すれば、印紙法反対の段階では、植民地人の中に、植民地の内政に関する本国議会の権限を排除

しようとする考えがかなり存在したが、それを積極的に主張する必要はまだそれほど感じられていなかったと言うのが適當であろう。

前記ブランドの論文は自然権の理論を援用し、幸福の増進は人間の自然権であり、この権利はいかなる政府もそれを正当に奪うことができぬものであると述べ、政府がその権利を妨げる時は、そのような政府への服従の義務は無くなる<sup>(26)</sup>と論じた。後に独立宣言に取り入れられる論理がここにも表明されていた。印紙法反対についての諸植民地代議会の決議や印紙法会議の決議は、植民地人の権利を主張するために、とくに自然権の理念を援用しなかった。しかし自然権の理念は植民地人にとって周知のものであったから、彼らは個人の論文では植民地人の権利の根拠としてしばしばこの理念を援用した。パンフレットでは自然権理論を用いたのはブランドが最初ではない。すでに二年前オーティスは『イギリス植民地の権利』の中で「植民地人の自然権」という章を設けて自然権理論を展開し、植民地人は「神および自然の法、コモン・ローおよび議会制定法によって、グレートブリテンにおける臣民が有する一切の……権利を有する」と主張した<sup>(27)</sup>。そして彼の影響もあり、ボストンのマサチューセッツ代議会への代表たちは「自然法とイギリス憲法とに反する議会の法は無効である」と論じた<sup>(28)</sup>。印紙法会議の起草者ジョン・ディキンソンも六六年の『バーベイドス通信委員会への呼びかけ』の中で、国王や議会が「幸福にとって不可欠の権利」を人民に与えるわけではないと述べ、それらは「より高次の源泉」すなわち「われわれの自然法を樹立する神意の命ずるところによって創造された」ものであると述べた<sup>(29)</sup>。公式の声明や決議をみるかぎり自然権の観念は援用されていないけれども、個人の発表した論文をも含めるならば、植民地人の権利は、印紙法反対の段階から、植民地の特許状とイギリス憲法の原則に基いて主張されたばかりでなく、また自然権に基いて主張されていたと言える。そしてイギリスとの抗争が続き、独立が近づくとつれて、自然権の理論が彼らの権利の主張の前面に押し出され、強調されるようになるのである。

## 二 タウンゼンド諸法に対する反対

印紙法反対闘争が植民地で盛り上り、この法律の実施が困難になるとイギリス本国の政界では印紙法撤回論が有力となった。もちろんこれは多くの政治家が植民地人の権利の主張を正当と認めたからではない。ウィリアム・ピットはデユラニーと同様の見解をとって本国議会の一般的立法権と課税権とを区別し、本国議会は植民地に内部税を課す権限はないと主張し、植民地の抵抗は正当であると論じた。<sup>(30)</sup>しかしこのような見解はイギリスの政治家の中では例外的なものであった。印紙法撤回論は、本国から相当数の軍隊を派遣して植民地人を威圧するでなければ印紙法の実施は不可能であるから、この際はむしろ同法を撤回して事態を拾収する方が現実的で得策であるという判断に基いていた。本国議会の法的権限に関しては、印紙法の立法化を推進したグレンヴィルも、彼の後をうけて政権を担当し印紙法撤回に踏み切るロッキンガムも、ともに本国議会在が植民地に対するあらゆる立法権を有すると考えていた。ロッキンガム内閣は政治的判断によって印紙法撤回を決めたが、これが植民地の憲法上の主張に対する譲歩ではないことを明確にするために、同時にいわゆる宣言法を制定し、国王は、本国の貴族院および庶民院の助言と同意とに基き、あらゆる事項に関して植民地を拘束する法律を定める完全な権限を有することを確認した。<sup>(31)</sup>この宣言法は「事実上の代表」といった理論には触れず、ただ本国議会在が帝国最高の機関であることをもって完全な立法権を有すると主張するものであった。<sup>(32)</sup>

印紙法の撤回によって植民地は平静を回復した。この際、通商規制反対のために闘争を続けようという急進的な意見も出たが、それは少数意見にすぎなかった。植民地人は宣言法の憲法論に不安を感じたが、それを本国議会の面子

を保つためのものとみなそうとした。本國議會が課程權を自ら否認しないとしても、それを實際に行使用することは控えるのではないかと期待することもできた。それゆえ、植民地の代議会はそれぞれ國王に対して、あるいは國王と本國議會とに対して、印紙法撤廃についての感謝を決議した。例えばマサチューセッツの代議会は國王と本國議會とに「深甚な感謝」を表明するとともに、イギリスを母国とする政治体制への満足と本國議會の權威に対する尊敬と服従とを表明した。

しかしそのような感謝や服従の表明は多分に外交辞令であった。植民地人は彼らに負担となるような本國の政策にはいぜんとして反抗的であった。ニューヨークの代議会が軍隊宿營法に沿う支出を拒否したのはその一例である。<sup>(3)</sup>一七六七年にいわゆるタウンゼント諸法が制定されると、植民地人の反抗は再び噴出することになる。

一七六七年にロッキンガム内閣の後をうけて成立したグラフトン内閣の蔵相となったチャールズ・タウンゼントは就任一年で死亡するが、彼は在任中タウンゼント諸法と呼ばれる植民地政策を推進した。議會にはいぜんとして植民地課税論があり、タウンゼントも植民地に課税すべきだという意見であった。課税は本國議會の当然の權利であるが、植民地人が印紙税のような内部税に反対し、関税ならよいと言うのであれば、関税の形で課税しようと彼は考えた。彼は植民地に輸入されるガラス、ペンキ、鉛、紙、茶などに関税を課すことを議會に提案した。それらはいずれもイギリスの商品であつて、植民地が外国から輸入する商品ではなかつた。従来に関税は概して外国商品にかけられるものであつたが、六六年に改定された法律では植民地が輸入する糖蜜にはイギリス植民地産のものにも関税がかけられた。外国産糖蜜に対する関税を引き下げられたため、植民地人はこの関税をまだとくに問題にしていなかつた。それゆえ、タウンゼントは関税の形をとれば植民地の抵抗は少ないという誤つた判断を下したのであろう。彼のプログラムは新関税を設けることだけでなく、その他にアメリカ税関弁務局の設置による税関体制の強化や、植民地における

国王の官吏の俸給を植民地代議会に依存せずこの税収入から国王が支給することなど、植民地における国王の官吏の權威を高めるための方策を含んでいた。しかも税関体制強化の一環として、議会は本国では憲法とされている一般捜査令状を植民地の裁判所が税関吏の請求に応じて発行することを定めたのである。そしてまた軍隊宿営法に基く物資の調達を拒否したニューヨーク代議会の権限を一時停止する法律も関税法と同時に制定された<sup>(34)</sup>。

タウンゼンドの政策は植民地人の強い反対をよび起した。印紙法反対の際には、彼らの関税についての立場は不明確であったが、彼らは今や関税に関する憲法上の見解を明確にした。タウンゼンド関税反対の論陣を張ったのはベンシルヴァニアのジョン・ディキンソンであった。すでに本国と植民地との関係を論じたパンフレットを著しており、印紙法会議では決議の起草に当った経験をもつディキンソンは、六七年末から六八年初めにかけて「ベンシルヴァニア農夫の手紙」と題する一連の論文を発表した。彼は印紙税反対の場合と同じく本国議会在が帝国の最高議会であることを認めつつ、しかし植民地に対する課税権はないと主張した。彼は第一論文でまず、軍隊宿営法の不当性を論じてニューヨーク代議会の立場を弁護した。彼はこの法律で植民地人に物資の提供を義務づけることは一種の課税であると主張した。彼は課税権の次元で議論を展開し、本国議会在が植民地の代議会の権限を停止することの合憲性そのものは問題とすることを避けた。第二論文以降はもっぱらタウンゼンド関税批判に向けられた。彼は本国議会在が帝国全体の利益のために帝国の諸部分の通商を規制する権限をもっていることを認めた。植民地は通商の規制に付随する関税ならば、これまで受け入れてきたと彼は述べた。しかし今度の新関税はイギリス商品に対して課せられるものであり、外国商品の輸入規制とは関係ない、全く税収のみを目的とした関税である。このような関税を課す権限は本国議会在にはないと彼は主張した。ディキンソンはさらに第九論文において一般捜査令状の問題をとり上げ、本国で自由を脅かすとして危険視されているものが植民地において許容され、同意に基かない課税と結びつくならば、植民地人の自由

に対する危険な極めて大きいと警告した。<sup>(35)</sup>

ディキンソンの一連の論文はまずフィラデルフィアの新聞に連載され、北アメリカの植民地で発行されるほとんど全部の新聞に転載され、パンフレットとしても出版された。<sup>(36)</sup>彼の論文の論旨は各植民地の代議会で採択された反対決議や請願に反映した。<sup>(37)</sup>彼の名はこの著作によって全米的に知られ、植民地ホイッグの最もすぐれた文章家とみなされた。後に彼は第一回大陸会議の国王への請願、第二回大陸会議の武力抵抗の宣言の起草者となる。しかし彼は独立は時機尚早であるとして反対し、独立宣言に署名しなかったため、アメリカの英雄としての名声を失った。彼は革命派の一員としての立場を守り、ペンシルヴェニアやデラウェアの政界では影響力を保持したが、かつてのような名声を回復することはできなかった。それは後日のことであって、一七六八年には彼の名声は赫々たるものがあつた。<sup>(38)</sup>

「農夫の手紙」がフィラデルフィアの新聞に連載されていた時、別のフィラデルフィアの新聞に、植民地人の権利について、ディキンソンのそれよりもはるかに急進的な見解を表明した論文が掲載された。ウィリアム・ヒックスの「本国議会の権力の性格と範囲についての考察」である。彼によれば、本国議会は国王と本国の貴族および本国の平民という本国の三身分によって構成され、その立法はいわば本国の三身分間の契約であつた。したがって植民地人は本国議会とは関わりがないのであり、本国議会は植民地に対しては何の権限もないのであつた。植民地人は本国の平民と平等の代表権を有するものであり、彼らはその代表権を各植民地代議会において行使している。すなわち本国議会も各植民地の議会も対等で相互に独立した機関なのであつた。「われら植民地の住民は……母国の二つの下級身分への服従と依存とを全面的に否定する」と彼は述べた。ヒックスは事実上イギリス帝国を一人の王によって結ばれた連邦とみなしたのである。彼はブランドの主張よりさらに一歩進んで、本国議会が帝国全体の利益の調和を企る役割をもつことを否定した。植民地人がイギリス臣民として本国の住民と同じ権利を有するという論理をつきつめるな



らば、このような立場に到達することは避けられない。ヒックスによれば、帝国を構成する諸部分が互いに他の利益や権利を侵害することを防止するのは国王の役割であって、国王が今植民地のためにその役割を果すことが期待されたのである。この論文はまもなくニューヨークで一冊のパンフレットとして印刷された<sup>(39)</sup>。しかしヒックスの論文は当時あまり注目されなかった。彼の論文は名文ではなかったし、本国議会の権限を全面的に否定する意見はまだ余りに急進的と思われたからであろう。六八年にはどの代議会もデイキンソンと同様の立場をとって、タウンゼンド諸法に反対したのである。

一七六八年二月マサチューセッツの代議会は他の植民地代議会にタウンゼンド諸法に対する共同の反対をよびかけ、いわゆる「マサチューセッツ回状」を採択した。マサチューセッツ代議会は本国議会在が帝国最高の議会であることを認めたが、すべての自由な国家においては憲法は固定しており、議会も国王も憲法によって定められた権限を越えることはできないと論じた。そして人民の同意なしに官吏の俸給が支払われることに反対し、税関吏による自由の侵害にも憂慮を表明した。この回状は「憲法」が確固として定まったものであって、議会はそれを變えることができないという憲法観をとくに強調した点で注目に値しよう。回状は、植民地人はイギリス憲法の基本原則のすべてを享受する者であり、同意なくして財産を奪われないことは「イギリス憲法に銘記された不易の自然権」であると主張した<sup>(40)</sup>。これは超歴史的で普遍的な自然法が認める自然権と、固有の歴史的産物であるイギリス憲法に基く諸権利とを結びつけ両者を同一視する植民地人の考え方を示す典型的な文章である。

他の植民地の代議会もほとんどがマサチューセッツからのよびかけに応じて、回状の趣旨に賛同する決議を行った。イギリスの政策変更を促すために、主要な貿易都市でイギリス商品不輸入運動が始まり、それは他の地域にも拡がった。植民地で不輸入運動が拡がると、本国でもタウンゼンド関税を再検討すべきだという意見が高まった。植民地側

の憲法上の主張を是とする声はほとんどなかったが、イギリス商品に課税することはよい政策ではないという意見は多かったのである。グラフトン内閣辞任のあと、ノースを首相とする内閣が成立すると、ノースは茶税を除く他のタウンゼンド関税を撤廃することにした。茶税を残したのは、茶税は実質的な税収入をもたらすと思つたからであり、またそれが「本国議会の優越の印、その植民地統治権の有効な表明」となると考えたからである。タウンゼンド関税の大部分が撤回されると植民地の不輸入闘争はまもなく中止された。植民地の急進派は全面的な勝利まで不輸入闘争を続けようとしたが、それは無理であつた。商人たちは輸入再開を望んだからである。一方、植民地の裁判官はほとんどの植民地で税関吏に対する一般捜査令状の発行を拒否し続けた。<sup>(42)</sup>

本国と植民地との経済関係は正常化したけれども、植民地人の本国の権力に対する不信任は残つた。一七六六年の印紙法撤廃当時は植民地の代議会は国王や本国議會に対して感謝の意を表明した。しかし七〇年にはそのような好感の表明はなかつた。六六年には宣言法の成立にもかかわらず、植民地人の間には課税の問題は一応解決したといふ希望的な考えがあつた。七〇年には、彼らは茶税やその他の問題に一挙に決着をつけようとはしなかつたといへ、それが未解決であることを十分認識していたのである。

タウンゼンド関税の制定は関税問題について、植民地人の憲法上の考えを明確にした。しかし概してイギリス帝国の構造に関する彼らの考え方は、印紙法反対の時に比べて、とくに変化はなかつた。彼らは概して本国議會が帝国最高の議會であることを認め、課税に関してのみ、本国議會の植民地に対する権限を明白に否定した。印紙税の場合と異なり、争点が関税問題だったために、内政に関する植民地議會の権限について、とくに言及することもなかつた。植民地代議会の公式な見解はみなこの立場をとつた。しかしヒックスの論文のように、少数意見としては、植民地に対する本国議會の権限を全面的に否定する主張が現われたことは注目すべきことであつた。六五年に庶民院での審問

の際、植民地人は「内部税」に反対しているだけだと答えたフランクリンも、六八年には私的にはヒックスのような議論に共感を示すようになっていた。フランクリンはデイキンソンの「農夫の手紙」についての私的な論評の中で、通商規制に付随する関税と税收を目的とする関税とを区別することは困難であり、本國議会がその区別を自ら判定するのであれば、そのような区別をしても意味がないのではないかと、という疑問を表明し、結局は本國議会の植民地に関する立法権を全面的に肯定するか否定するかのいずれかであり、前者より後者の議論が理に適っていると論じ、もしその議論に立てば、本國と各植民地とは同一の君主に服従する別々の国となると述べた。<sup>(43)</sup> このような見解は七四年には植民地ホイッグの中で有力な意見、おそらく多数意見、となるのである。

### 三 一七七四年の危機

一七七〇年に茶税を除くタウンゼント関税が撤廃されてから、七三年に茶法が制定されるまで、本國と植民地との関係は比較的平穩であった。しかし本國の権力に対する植民地人の反抗的な気分が無くなったわけではなかった。ロードアイランドにおける密貿易監視艇ガスビー号焼打ち事件はその端的な表われである。この事件は結局不問に付されたが、本國側の対応次第では本國と植民地との間の緊張を招いたのであろう。表面の穏かさは本國政府が植民地を刺戟する新たな政策をとらなかつたことで保たれていた。本國による新たな挑発がなかつたので、この時期には植民地人の権利やイギリス帝国の構造についての議論もおおのずから下火となった。その間にイギリス憲法論が活潑に討わされたのはマサチューセッツにおいてであった。<sup>(44)</sup>

マサチューセッツでは党派的对立が憲法論争を刺戟した。ボストンのホイッグたちは政權派閥に挑戦するために、

植民地人の自由に対する危機を訴えるキャンペーンを起し、一方ハッチンソン総督も植民地議会で憲法論争を買って来たからである。政権党に対する反対勢力を組織する狙いをもって、サミュエル・アダムズらのボストンのホイッグは一七七二年一月、ボストンのタウン・ミーティングで三部からなる文書を採択し、それをバンフレットとして他のタウンの同志たちに送って、それぞれの地域で自由の危機について啓蒙運動を起すよう要請した。<sup>(45)</sup>この文書はまず第一部「植民地人の権利の状況」で彼らの権利を人間としての権利、基督教徒としての権利、臣民としての権利の順で論じた。人間の権利としては、生命、自由、財産についての権利が、基督教徒の権利としては良心に従って信仰を守る権利が、臣民の権利としては、本人または代表の同意なしに財産のいかなる部分をも奪われない権利が主張された。そしてこれらの権利はいずれも自然権として主張されたのである。七〇年代には、植民地ホイッグが植民地人の権利を論じる際には、自然権から議論を始めることが普通となった。この部分で注目されるのは、政治社会における人民と統治者との関係が、雇い主と雇われ人との関係になぞらえていることである。このような類推に続いて、総督は人民の雇われ人であるから雇い主たる人民は彼の俸給を決める権利があることが主張されていた。これは総督が植民地議会からではなく王から給料を受けとるようになったことに刺戟された議論であるが、このような議論はホイッグ急進派が共和主義思想に接近していたことを物語る。第二部「権利侵害のリスト」は、本国による権利の侵害を列挙した部分で、ここでは同意なき課税だけでなく、官吏の急増、税関吏の横暴、官吏の権威を支えるための陸海軍の派遣、代議会の承認なしに行われる官吏俸給の支給などが一二項目にわたって取り上げられていた。この部分はボストンのホイッグにとって、本国議会による課税だけでなく、国王の官吏の権威を強化しようとする試みが自由への脅威と感じられたことを示している。<sup>(46)</sup>

ボストンのバンフレットを受取った他の多くのタウンの人々はボストンの文書を討論し、それと同趣旨の決議を行

った。ホイッグの活動家たちの啓蒙宣伝活動を背景に、代議会では反総督派が勢力を伸ばし、国王から直接給料を受けるようになった総督との対決姿勢を強めた。<sup>(47)</sup> こうした状況の中で、総督ハッチンソンは一七七三年初め、植民地議会両院に対する演説で、帝国の最高議会としての本国議会の権威を否定する見解が植民地の混乱の原因であると述べ、その見解に反論した。彼は、そもそも特許状によって認められた植民地議会の立法権は本国議会の法律に反しない範囲に限られており、したがって本国議会が植民地に対する立法権を有することは当然の前提であると述べた。そして彼は同一の国家内に二つの議会が存在するとすれば、いかにして国家の統一は保持されるであろうかと問い、本国議会を最高の議会と認め、その法律に服さないならば、残る道は完全な独立しかなく、その中間に線を引くことはできないと主張し、評議会および代議会の見解を求めた。評議会は、本国議会を最高の議会と認めることは、それが植民地に対するあらゆる立法権をもつことを意味しないのであり、課税権は本国議会にはない、という議論、かつてデイクンソンが「農夫からの手紙」の中で展開した議論をもって答えた。一方、代議会は、本国議会の権限の全面的容認か完全な独立か二つの立場しかないという総督の見解には同意できないが、もし二つのいずれかを採れと言われれば不本意ながら完全な独立を採らざるをえないと答えた。代議会は本国議会の権限を全面的に否定しなかったが、どれだけの権限を認めるかについては明言を避けた。しかし、マサチューセッツは元来本国の一部ではなく、本国議会の権限の外にあったという主張は、少くとも植民地内政に関しては本国議会の権限を否定する立場を示唆するものであった。<sup>(48)</sup>

ハッチンソンはこれらの回答にさらに反論し、総督と両院との間で討論がくり返された。ハッチンソンは本国議会があらゆる事柄について最高の権限を有するのでなければ帝国の統一を保ちえないという立場を堅持し、連邦的帝国観はいかなるものであれ、それを拒否した。<sup>(49)</sup> 二つの議会が最高権力を分け合う体制は不可能だというハッチンソンの

主張には、もっともな点もあった。それぞれの権限についての考えが両者の間で対立した場合どうするかという問題があるからである。これは独立後、アメリカの連邦制が直面する問題であった。

このような総督とホイッグ派との対立の中で、ボストンの茶法反対運動が始まり、ボストン・ホイッグの急進派によって茶会事件が起った。東インド会社にアメリカ市場で利益を得させようとした一七七三年の茶法に対する反対は、それまでオランダ茶を輸入していた商人の多いニューヨークやフィラデルフィアで始まり、ボストンに波及した。東インド会社の指定商人による市場独占に反対という主張もあったが、茶法は茶税反対を切崩して本国議会の課税権を確立するための策であるという主張が、茶法反対を盛り上げる主たる大義名分となった。<sup>(50)</sup> 東インド会社の茶の陸揚げを阻止する行動は各地で行われたが、茶を海中に投ずるという最も戦闘的行動をとったのはボストンであった。

本国政府はボストン茶会事件の報を聞くと強硬な対抗措置をとることを決めた。議会は懲罰政策を支持し、一七七四年三月、ボストンが東インド会社に与えた損害を弁償するまでボストン港を閉鎖する法案を可決した。またこの際マサチューセッツにおける本国の権威を強化するための制度的改革の必要が痛感され、五月にマサチューセッツ政府法および司法行政法が制定された。マサチューセッツ政府法は、それまで代議会によって毎年選挙されていた評議会を、他の王領植民地と同じ任命制に変え、総督に評議会の同意なしに判事を任免する権限を与え、選挙あるいはタウン役人の指名で選ばれていた陪審員を総督の任命職であるシェリフによる任命に改めた。またタウン・ミーティングの開催は定例のものを除き総督の許可を要することになった。この法律は一六九二年の特許状で認められた同植民地の政治制度に大幅な変更を加えるもので、これによって、同植民地の政治制度の民主的性格は減殺され、総督の権限が強化された。司法行政法は暴動の抑圧や関税法の執行に当る国王の官吏が執務上の行為で殺人罪に問われた場合、総督の判断で裁判をマサチューセッツ以外の植民地または本国で行うことができることを定めたものであった。また

六月には軍の司令官に兵士を民家に宿泊させる権限を与えた新しい軍隊宿営法が成立した。<sup>(51)</sup>

植民地ではこれらの四法を「我慢できない諸法律」と総称するようになった。東インド会社の茶を海中に投じた行為は、財産権の擁護を主張して本国の課税に反対する植民地のホイッグとしては全面的に肯定できるものではなかった。しかし、それに対してとられた本国側の措置は予想外に厳しいものであるだけでなく、植民地人の権利に対する極めて危険な侵害であると思われた。本国の抑圧的政策はその直接の対象が概してマサチューセッツに限られているとしても、全植民地の問題として抵抗しなければならぬと彼らは考えたのである。ジョージ・ワシントンには「ボストンの大義は、それに対する専制的対抗措置がとられた今では、アメリカの大義となった」と述べ、「ただし茶を海中に投じた彼らの行動を是認するわけではないが」と付け加えた。<sup>(52)</sup>

植民地のホイッグの多くは、これらの抑圧的諸法は本国の権力者たちの間でアメリカ人の自由を圧殺する計画が意図的に進められていることを示す証拠であると信じるようになった。ジェファソンはこの年に執筆した『ブリティッシュ・アメリカの諸権利についての意見の要約』の中で「近年には……われわれの権利に対する甚しい侵害が矢継ぎ早にそして大胆に連続的に行なわれている……圧政といっても、個々の圧政的行為はたまたまの誤った判断によるものとも考えられるが、しかし一連の圧政的行為が……連続して行なわれてきたという事実は、われわれを奴隷に陥しいるという意図的で組織的な計画があることを明らかに示している」と述べたが、このような考えを抱いたのは彼だけではなかった。<sup>(53)</sup>

抑圧的諸法の制定によって、本国と植民地との問題はもはや明らかに課税権の問題にとどまらなくなった。植民地ホイッグは抑圧的諸法の違憲性を主張するために、今や植民地の内政に関する本国議会の立法権限を明白に全面的に否定するようになった。しかし本国議会の植民地に関する立法権を全面的に否定するか、通商規制権を認めるか、と

いう点で彼らの意見は分かれていた。「農夫の手紙」では本国議会の課税権のみを否定したディキンソンは一七七四年の大陸会議前には本国議会の植民地の内政に関する立法権を完全に否定する立場をとった。彼は『植民地に対するグレートブリテンの憲法上の権限についての論』を著し、フィラデルフィアのホイッグの委員会の決議などの文書を起草した。彼は「われわれの植民地議会が内政上の立法について専権を有することは、植民地人の人間としての不可譲の権利、憲法の原則、そして国王より与えられた特許状および認可に基いている」と主張した。しかし彼は本国議会の通商規制権は必要なものとして認めた。<sup>(54)</sup>ディキンソンと同じ考え方は他の何人かのホイッグによって表明された。サウスカロライナのウィリアム・ヘンリー・ドレイトンの『サウスカロライナの「自由人」からフィラデルフィアの会議に集まる北アメリカの代表者たちへの手紙』はディキンソンと同じ立場を表明したパンフレットであった。<sup>(55)</sup>

一方、植民地に関する本国議会の立法権限を全面的に否定する意見も、何人かのホイッグによって表明された。ジョン・エファソンは前記の『ブリティッシュ・アメリカの諸権利……』の中で、本国議会による植民地の権利の不当な侵害として、まず自由貿易の権利の侵害をあげ、本国の通商規制策について批判した。彼は自由貿易の権利を、自然法に由来する植民地人の権利とみなし、自らの同意なしに奪われることのできないものとみなした。彼の論文は、植民地人の祖先が自然権を行使してアメリカに移住し本国とは別箇の国を樹立した後に、本国と同様の法制を採用し同一の王への服従を選択することで本国との結合を形成したという主張に立っていたから、植民地人の権利をイギリス人の憲法上の権利としてではなく、自然権として正当化することになったのである。<sup>(56)</sup>その点で、この論文は独立宣言の前駆としての意義をもつものであった。

ペンシルヴァニアのジェームズ・ウィルソンも、『イギリス議会の立法権の性格と範囲についての考察』の中で、植民地に対する本国議会の権限を全面的に否定した。彼は議会の権威は臣民を代表することに由来するという見解を



とり、植民地は本国議會に代表されていないから、その立法によって拘束されず、本国議會は植民地について何の立法権もたないと主張した。本国議會はイギリス本国の議會であつて、帝国最高の議會ではなかつた。彼によれば、本国議會の立法に拘束されることは「法律学の根本命題、すべての政府の究極目的、イギリス憲法の要諦、および植民地の自由と幸福に矛盾する」のであつた。本国の人民は同じ王の臣民たるアメリカ人の上に立つことはできないのであり、本国と植民地とを結びつけるものは本国の王であるとともに各植民地の王であるジョージ三世だけであると彼は考へた。ジェファソンもウィルソンも、イギリス帝国の諸部分を結びつけるものは国王のみであり、イギリス帝国を同一の王への忠誠によつて結合した一種の連邦とみなしたのである。ジェファソンは植民地の自由貿易権を自然権として主張したが、ウィルソンは自由貿易を積極的には主張しなかつた。彼は通商規制の効用について疑念を表明し、帝国共通の利益のためにも通商規制は不必要ではないかと述べたが、しかしもし当面それが必要であるならば、その権限は本国議會ではなく、国王に委ねられるべきであると論じた。<sup>(17)</sup>

第一回大陸會議は各植民地の代表がフィラデルフィアに集まり、九月五日から五〇日にわたつて開催された。會議は植民地人の権利についての統一見解をまとめ、それら権利を侵害する諸法律の撤回を要求し、そしてその要求を実現するための共同の闘争方針を決めた。

植民地人の権利および要求についての宣言および決議が採択されたのは十月十四日である。それがまとまるまで、會議では穏健派と急進派の間で盛んな議論が戦わされた。まず植民地の権利の根拠として自然権の理念を採用することについて賛否両論があつた。自然権理念は印紙法反対当時から多くの論者によつて援用されてきたが、大陸會議の「宣言および決議」の中でそれを用いることには、ジョン・ルートレッジ、ジェームズ・デュエイン、ジョセフ・ギヤロウェイらの反対があつた。<sup>(18)</sup>これは自然権理念を用いることで大勢が固まっていき、最終的には「北アメリカのイ

ギリス領植民地の住民は不易の自然法により、イギリス憲法の原則により、個別の特許状あるいは契約により、以下の諸権利を有する」という文章となつた。<sup>(59)</sup>

しかし本國議會の通商規制権を認めるか否かについては、意見の対立が続き、なかなか調整がつかなかった。ロージャー・シャーマン、クリストファー・ガズデンらは本國議會の権限を全面的に否定する立場をとり、通商規制権を認めれば本國議會の立法権を認めることになる、と強く反対した。一方、ギャロウェイ、デュエイン、ジョン・ルートレッジらは本國議會による帝國全体の統一的通商規制の必要と効用を主張した。<sup>(60)</sup>この対立が続いていた時、ギャロウェイはイギリス帝國改造案を提出して會議の主導権を奪おうとした。ギャロウェイ案は、各植民地の代議会の代表からなるアメリカ議會を設け、本國と植民地との関係、植民地相互関係に関する立法権を与え、本國と植民地との関係に関する立法については本國議會とアメリカ議會とが相互に拒否権をもつというものであった。これが実現すれば本國と植民地との紛争には終止符が打たれると彼は主張した。この改革案は植民地人の自由を守りながら円満な本國と植民地関係を回復できる名案のように見えたから、かなりの代表の支持を得た。しかしバトリック・ヘンリーやリチャード・ヘンリー・リーらヴァージニアの急進派はそれに反対した。残されている記録で見る限り、彼らの反対論はあまり論理的ではない。リーは「これは植民地の立法部についての交革であるから、地元の人々と相談しなければ同意できない」と言い、ヘンリーは「アメリカ全体の議會はイギリスによって買収されるおそれがある」と述べたことが記録されているだけである。<sup>(61)</sup>おそらく彼らはギャロウェイ案に賛成して、穩健派に主導権を奪われることを嫌つたのであろう。また彼らはまだ完全な独立を望んでいないとしても、本國の指導層への不信のゆえに、本國との関わりをできるだけ少なくすることに大きな関心を払っていたからであらう。とにかく急進派は六植民地对五植民地という一票差でギャロウェイ提案を棚上げすることに成功し、會議の主導権を保持したのである。<sup>(62)</sup>

大陸會議が「宣言および決議」をまとめられる前には本国議会の通商規制権の可否についての結着をつけねばならなかった。ガズデンのような強硬な反対者とデュエインのような強硬な賛成者との間には大きな隔りがあった。賛成者は五植民地づつに分れてロードアイランドとマサチューセッツの代表はそれぞれ意見が分裂していた。この行きづまりを打開する妥協案を提議したのはジョン・アダムズであった。彼の案は「イギリス人の自由およびすべての自由な政府の基礎は、人民が立法議會に参与する権利を有することにある。イギリス人である植民地人は本国議會に代表されておらず、また他方的その他の状況によって適切に代表されることは不可能であるから、彼らは……各植民地議會において、課税と内政に関するあらゆる事項について、国王の拒否権のみに服する自由で排他的な立法権を与えられている」と述べるとともに、「しかし事柄の必要から、またイギリス・アメリカ両国相互の利益の考慮から、われわれは帝国全体の商業的な利点を母国に確保し、また帝国の諸部分それぞれの商業為利益を確保する目的のために、われわれの対外貿易の規制に純粹に限定された本国議会の法律の運用に依然として同意する。但し、これは彼らの同意なしにアメリカ臣民から財政収入を挙げるために、内部税であると関税であるとを問わず、課税できるといふ觀念を些かなりとも認めるものではない」を声明するものであった。この文案が認められ、決議第四として採択された。<sup>(6)</sup>大陸會議は本国議会の通商規制を「権利」として認めたのではなく、ただ「事柄の必要上」通商規制に服することに「同意」することを表明しただけであった。大陸會議は植民地議會の立法権を「課税と内政に関するあらゆる事項」について主張し、「外政」に関する権限までを主張していない。しかし本国議会の通商規制権も権利としては認めていないのであるから、原則的には本国議会の植民地に対する立法権を全面的に否認したと言つてよいであらう。

大陸會議の「宣言と決議」は植民地人の権利の侵害とみなす一七六四年以降の諸法律の撤廃、ボストン、マサチューセッツに対する抑圧的諸法の撤廃、ケベック法の撤廃、常備軍の撤退などを要求し、それら要求の貫徹のために組

織的な経済ポイコット闘争を行うことを声明した。この「宣言と決議」には印紙法会議の声明にみられた本國議會への「適切な服従」という言葉はもちろん無かった。もはや本國議會は帝國全体の最高議會とはみなされなかった。イギリス帝國は共通の王をもつとともに相互に独立的な議會をもち法的には対等な諸部分からなる連邦とみなされたのである。

大陸會議の「声明と決議」は本國に対する政策変更の具体的要求であるとともに、植民地人の権利の宣言であった。その権利の主張の鋒先はほとんど本國議會による侵害に向けられていた。<sup>(64)</sup>それゆえ、アメリカ革命は帝國を構成する異った部分の間の古風な権限争いの結果であったというジョン・マリンの評言は当たっている。<sup>(65)</sup>けれども、それは革命前史のすべてを語るものではない。植民地人は彼らの抗議を抵抗をイギリス人の自由のためという普遍的大義のための闘争とみなし、それゆえ、本國に同志を求め、本國における自由の闘士たち——とくにジョン・ウィルクスの支持者——の影響に期待していた。<sup>(66)</sup>革命は一面では、植民地人の本國の人々への失望の結果なのである。しかし、独立を決定的にしたものは王に対する失望と憤激であり、それを媒介として発達してきた王制自体に対する批判であった。本國議會に植民地についての何らの権限も認めない立場に立った植民地の指導者たちは、王に帝國の中で重要な役割を与えた。彼らは植民地議會の立法についての王の拒否権を否定せず、それを明白に容認した。そればかりでなく、本國による植民地の権利の侵害を防止する役割、帝國の諸部分の利益を調整して帝國全体の通商を規制する役割を王に与えようとしたのである。しかしそれは彼らが王に素朴な信頼をもっていたためではない。彼らは本國の指導者集団が王と議會の双方を動かしていると考えており、王が本國指導層による植民地人に対する圧政の加担者となっていくことに対し強い不満を抱いていた。それはジェファソンの『ブリティッシュ・アメリカの諸権利……』に明白に表われている。この論文は大陸會議が王に送るべき諫言の草稿としてヴァージニア代議會に提出すべく準備されたもので、

王に対する不満の表明に満ちている。しかし彼は王の権限を否定するのではなく、帝国の人民全体のための「最高の官吏」として、帝国の一部分による他の部分に対する権利の侵害を防止し、帝国の均衡を保つという責任を有すると主張するのである。ジョージ三世宛の文書の形で書かれたこの文章には、君主に対する敬意は感じられない。それは「人民の公僕」に対する批判と要求の文章である。彼は王がヴァージニアの立法に大した理由もなしに拒否権を行使したという苦情を述べるが、拒利権そのものは否定しない。逆にその拒否権を、名譽革命以来行使していない本國で行使し、植民地人の権利を侵害する本國の立法を阻止せよと要求する。熱烈なホイッグが、本國議會による植民地の権利侵害を防ぐために、王の拒否権復活を唱えたことは、まことに皮肉であった。<sup>(6)</sup>しかし王に重要な役割を与えるこの発想は、もし王がその期待ないしは要求に応えなければ、王に対する忠誠の否定を導く。本國の行動についての全責任は結局、王に帰せられ、植民地人は彼らと本國とを結ぶ唯一の存在であった王との縁を絶って独立することになる。独立宣言はジョージ三世の「悪行と篡奪」を列挙して王への忠誠を否認する。『ブリティッシュ・アメリカの諸権利……』の著者ジェファソンがこの独立宣言の執筆者となるのは自然のなりゆきであった。前者は後者を導く論理と心情を含んでいたからである。

植民地の急進的ホイッグの指導者たちは本國議會の権限を否定し、彼らが抑圧的とみなす法律の撤廃を求めて強硬な闘争を準備する一方で、王への忠誠を強調するという一種の均衡を保つことに配慮していた。彼らは独立を實際的選択として意識すればするほど、独立の意図を否定し、独立という言葉を用いることに慎重になった。彼らはイギリス本國內に植民地人への同情が高まり、彼らの協力を得て、抵抗の目的を達成できることを願っていた。また彼らはアメリカにおける抵抗運動の結束を保持していかねばならないという政治的必要性があった。彼らは過激な言辞を弄して、本國における友人を失い、また植民地内で運動の分裂を導くような危険は、できるかぎり避けねばならなかつ

た。彼らは彼らの目的は一七六三年以前の本国に植民地関係への復帰であると主張することによって、本国に友人を求め、また植民地の穩健派ホイッグとの共闘を確保しようとした。

大陸會議は本国民に宛てた文書の中で、本国の政策に対する苦情を列挙した後で、「前の戦争終結当時われわれが置かれていた状況にわれわれを戻してくれるならば、かつての調和は回復する」と訴えた。<sup>(68)</sup>ジョン・アダムズは一七七五年初めに執筆した一連の論文（「ノヴァンクルス」論文）の中で、本国と植民地とは別個の国かという忠誠派の問いに答えて、それを肯定し、植民地は本國議会の權威に属さないが、本国とは共通の王によって結びついており、さらに通商同盟によって結びつきを強固にすることができると論じ、植民地による本國の航海法の自発的受容を一種の通商同盟とみなしたが、一方では、「この植民地の愛國派は何も新しいことを望んでいるのではない。ただ旧来の特権を保持しようと願うだけだ」と愛國派の要求の穩健性を強調し、本國による通商規制に服しつつ自らの手に課税権を専有してきた一五〇年の慣行を続けたのだと主張したのである。<sup>(69)</sup>

一方、一七七四年には、イギリス政界のアウトサイダーであった文筆家の中に、アメリカの独立は当然の帰結であり、本國と植民地双方の利益になると論ずるパンフレットを刊行する者が現われた。ジョサイア・タッカーとジョン・カートライトである。アメリカでも独立を率直に主張する意見が全く印刷されなかったわけではない。新聞にはあまり責任のない立場の筆者によって書かれた短い文章の中に独立論が——そしてまたジョージ三世の非難や王政の批判も——散見された。アメリカの新聞に出る意見はパンフレットとして刊行される論文よりは急進的であった。<sup>(70)</sup>しかしパンフレット論文で比較するならば、この年にはアメリカ独立論はアメリカよりもむしろ本國で唱えられたと言えるのである。

ジョサイア・タッカーは『イギリスの眞の利益』において、植民地は成長すれば独立を求めるのが自然のなりゆき

であると論じた。彼は自由貿易論者であったから、アメリカを独立させてもイギリスが貿易上損失を蒙ることはなく、イギリス、アメリカとも自由の中で貿易をいっそう発展させるであろうと述べた。植民地に代して武力行使は損失を招くだけで益がないと彼は考えた。タッカーは植民地ホイッグの主張に同情をもっていたわけではなかった。奴隸制を保持しながら自然権を云々することは偽善であると彼は批判した。彼は本国議会の権限を否定する彼らの主張にも批判的であった。彼は義務を否定しながら権利ばかりを主張する植民地人の態度に本国の人民が汚染されることを好まず、その点でもアメリカを独立させることが得策であると考えたのである。<sup>(71)</sup>

一方、カートライトは植民地ホイッグの主張の共鳴者であった。彼は『アメリカの独立——イギリスの利益と栄光』と題する論文の中で、植民地人は移住によって別のイギリスを作ったイギリス人であるという考えをとった。植民地は本国から独立しているべきもので、本国議会の統治権は及ばないと主張した。イギリスの栄光とはイギリスの宗教や自由な法制が新世界に拡大することであって、統治地域を拡大することではないと主張した。彼はアメリカはイギリスの文化圏であるが、イギリス帝国の一部とはみなさなかつた。彼のいう「独立」とは王への忠誠を保つての独立であって、ジェファソンらが当時目指していたものと同じであるが、彼は大胆に独立という言葉を用いたのである。<sup>(72)</sup>

イギリス政界の有力者の中で、アメリカに同情を示し、議会でそれぞれ和解策を提唱したのはチャタム（ウィリアム・ピット）とバークであった。彼らはともに抑圧的諸法の撤廃を含む和解策を提唱した。ただし彼らはイギリス帝国の最高機関としての本国議会の権限を放棄する考えはなかつた。チャタムは従来通り、本国議会の権限については、帝国最高の立法機関としての権限、とくに通商・航海の規制権を保持しなければならないが、課税権と一般立法権とは別であり、植民地への課税権は本国議会にはないという考え方をとった。彼はそうした立場からアメリカ人の

行動を弁護した。和解策として彼はまず抑圧的諸法を撤回し、軍隊をボストンから引揚げ、茶法も撤廃し、植民地議會の同意なしに歳入を目的とした税を課さないことを明確にせよと主張した。彼は大陸會議が本国議會の優越を承認することと引きかえに、それを正式機關として認知することも提案した。チャタムは一七七五年一月から二月にかけて貴族院で二回長い演説を行い、和解のためのイニシヤティヴをとることを雄弁に訴えた。独立的精神に満ちた三百万のアメリカ人を少数の軍隊をもって屈伏させられると考えるのは愚かである。武力征服の試みは帝国の破滅をもたらす。速やかに彼らの恐れと怒りの因を取り除き、彼らの愛と感謝を克ち得ねばならない。そのみが帝国を保つ道であると彼は論じた。彼の演説には迫力があつたが、支持者は少なかつた。彼の提案は六八対一八で否決された。彼は党派政治を嫌い、自ら孤高を求める風があつたから、チャタム派といふべき政治家は少なかつた。しかも和解案を提議するに當つて、彼は事前の根廻しをしなかつた。しかし政府の批判者たちに十分な根廻しがあつたとしても、大勢に影響はなかつたであらう。<sup>(73)</sup>

庶民院で和解案を提議したのはロッキンガム派の代弁者バークであつた。一七七五年三月バークは彼の名演説の一つに数えられる演説を行い、決議案を提出した。彼もまた自由を愛することがアメリカ人の第一の特徴であることを強調した。イギリスの政策は何よりもそのことの認識から出発しなければならぬ。母国に対する彼らのかつての信頼を回復することによつてのみ本国と植民地との關係を回復できる。そのためには軍隊の引き揚げ、抑圧的諸法の撤廃が必要である、と彼は主張した。彼はチャタムと異なり、本国議會は、原則的には植民地に対して課税を含むあらゆる立法権を有するという見解をとつた。しかし彼は、本国議會はその権限の實際の行使に當つては、植民地がそれぞれの議會を發達させてきたという事実<sup>(74)</sup>に留意し、遠隔地の特殊事情を認めて地方的な特權と免除とを許し、自らの権限の行使を自制しなければならぬと論じた。彼にとつて植民地政策の問題は憲法上の權利の問題ではなく政治的



知恵の問題であった。彼は本国議会上に課税権はあるが、通商規制に付随する関税を除きその権利を行使しないことを立法化すべきであると主張した。パークの提案も二七〇対七八の大差で否決された。パークの和解案はもちろん、チャタムの和解案も大陸会議の帝国観に合致するものではなかった。しかしもしいざれかの案が実際の政策となり、抑圧的諸法の撤廃と軍隊の撤退が行われれば、七五年の戦争の勃発は回避され、緊張はひとまず緩和されたであろう。ノース内閣はこれらの提案に反対し、それらを大差で否決させた。しかしノース内閣の考えも強硬政策一本に固まっていたわけではなかった。ノースや植民地担当大臣ダートマスは和解の試みに関心をもっていた。ただし彼らはマサチューセッツに対する抑圧的諸法の撤回や軍隊の引き揚げを行う意志はなかった。彼らは無法な行為の横行を許すべきではないと考えていたからである。彼らは植民地側が帝国維持について応分の費用を自発的に提供するならば、課税権の行使をしないことを約束してもよいと考えていたが、植民地に対してそれ以上の譲歩をする考えはなかった。一方で威圧政策をとりつつ、この程度の譲歩で和解が可能であると思つたとすれば、それは非現実的と言わねばならない。けれども、この和解案は、ノース内閣もまた植民地への課税に固執しなくなつていたことを示している。一七六〇年代に植民地人の権利意識を刺戟したものが、主として、印紙税やタウンゼンド関税のような課税政策であつたことを考えれば、これは皮肉ななりゆきであつた。本国政府にとって今や問題は、植民地において本国の権威を回復することであり、そのためにはマサチューセッツにおける威圧政策は不可欠とみなされたのである。ノース内閣は和解工作を準備する一方、軍事的威圧を強め、マサチューセッツの急進派の活動を抑えようとした。一七七五年四月、ダートマスから行動を促す指示を受けた現地の軍司令官トーマス・ゲイジ（マサチューセッツ総督兼任）はコンコードへの派兵を決めた。こうして戦争勃発のきっかけが作られたのである。

\* \* \*

一七六五年の印紙法會議の決議と七四年の大陸會議の決議とを比較すれば、その主張にはいくつかの相違がある。

第一に、権利の主張の根拠であるが、大陸會議の決議では、不易の自然法、イギリス憲法の原則、そして個別の特許状に基づいて植民地人の権利が主張されたのに対して、印紙法會議の決議では、自然法への言及はなかった。ただし、六五年当時も、印紙法會議や植民地代議会の決議では援用されなかったとはいへ、自然法を援用する議論はいくつか見られたのである。第二に、権利の主張の内容であるが、印紙法會議の場合、代表なければ課税なしの原則に基いて、本国議會の課税権が否定され、各植民地議會の同意による課税にのみ服すると主張されたのに対して、大陸會議では、課税および内政に関するすべての立法権は、植民地では各植民地議會にあるとされ、いわば代表なければ立法なしの原則が主張されていた。ただし、六五年当時にも、いくつかの植民地議會の決議には、課税および内政に関する権限という文言が見られたのであって、当時の植民地側の権利の主張がまったく、課税権のみに限られていたわけではない。しかし、権利の主張の重点は課税権にあった。それに対して七四年には、重点は立法権全般に移っていた。抑圧的諸法に直面した植民地人の関心は本国議會によるすべての干渉を排除することに向けられていた。

印紙法會議当時と第一次大陸會議当時とについて共通していたことは、植民地人が彼らの目指すものは一七六三年以前の本国と植民地の関係の復元であると主張したことである。彼らの帝国の構造の定義は変ったけれども、彼らはそのいずれの定義をも、過去の状況にあてはめることができた。本国議會の植民地への関与はかつては概して通商規制にかかわるものであったし、また大陸會議はその通商規制を事柄の必要上受けいれると述べていたから、大陸會議もまた目指すものは旧状の回復であると主張できたのである。

このような相違は第三の相違を導く。印紙法会議では、「崇高な機関」たる本国議会への「すべての適わしい服従」が表明されていたのに対して、大陸会議は本国議회를帝国の最高機関として認めようとしなかった。本国議会と各植民地議会とは相互に独立した機関であるという帝国観が表明されたのである。本国議会による通商規制についても、原理としてではなく、「事柄の必要」上、認めたにすぎなかった。当時はそれさえも認めない意見も現われていたのである。

本国と植民地との紛争は、本国議会と植民地議会との権限争いという形をとって展開したことは事実であるが、紛争のすべてをそれに還元することはできない。植民地人は彼らの抗議と抵抗をイギリス人の自由のための闘争とみなし、本国の人民の協力を期待し、本国における自由の闘士たちの活動に大きな関心を払っていた。植民地人は一七七四年までには、本国の指導者集団に大きな不信任を抱くようになっていた。六五年と七四年との著しい相違は、その間に蓄積された不信任である。そして、その不信任はすでに王自身にも向けられるようになっていた。

植民地人は本国議会の植民地に対する権限を否定した時、帝国の統治者としての王の役割を強調することになった。ジェファソンは王が拒否権を行使して本国議会による植民地人に対する権利侵害を阻止することを要求した。これは「ホイッグ」としては逆説的であつたけれども、彼の文章は王に対する信頼ではなく批判と叱責に満ちていたのである。彼は王の拒否権を権利として認めていたが、植民地に対するその行使について批判した。大陸会議は、植民地議会上院が王からの独立性が弱いことを植民地人の自由に対する危険とみなしており、植民地議会の同意なしに王の常備軍が植民地に駐屯することにも反対を表明していた。植民地のホイッグは本国議会からの独立のみならず王に対する立場の強化を目指していた。王が彼らの要求に応えず、逆に武力によって植民地の抵抗を抑圧しようとする時、彼らは王への忠誠を否認して、完全な独立を目指すのである。

(1) この時期の政治思想の展開を考察した研究は、ついでである。Randolph G. Adams, *Political Ideas of the American Revolution: Britanic-American Contributions to the Problem of Imperial Organization, 1765-1775* (Durham, N. C., 1922; reprint edition, with Merrill Jensen's commentary, New York, 1958); Charles H. McIlwain, *The American Revolution: A Constitutional Interpretation* (New York, 1923); Charles F. Mullett, *Fundamental Law and the American Revolution, 1670-1776* (New York, 1933, 1966); Mullett, *Colonial Claims to Home Rule, 1764-1775: An Essay in Imperial Politics* (University of Missouri, 1927); Bernard Bailyn, *The Ideological Origins of the American Revolution* (Cambridge, Mass., 1967) など。

この時期の抵抗運動や抵抗思想に関する、日本における研究としては、高木八尺『米國政治史序説』(有斐閣、一九三一年)、藤原守胤『アメリカ建国史論』(有斐閣、一九四〇年)、今津晃『アメリカ独立革命』(至文堂、一九六七年)、武則忠見『民衆とアメリカ革命』(亜紀書房、一九七六年)などが主なるものである。

本稿はこれらのほか多くの先行業績に負うところが大きい。はしがきの本文で述べたように植民地における政治思想の展開を、植民地人の権利および帝国の構造についての見解を中心として、何が交らず、何が交ったか、またどの程度交ったかについて十分に留意して考察しようとした点に、若干の意味を主張せざるを得ない。

(2) 「アメリカ歳入法」および印紙法の制定の経緯については Ian R. Christie and Benjamin W. Labaree, *Empire or Independence, 1760-1776* (New York, 1976), pp. 46-52 等を参照。

(3) Edmund S. Morgan, ed., *Prologue to the Revolution Sources and Documents on the Stamp Act Crisis* (Chapel Hill, N. C., 1959), pp. 47-48.

(4) *Ibid.*, 50-62.

(5) Edward S. Corwin, "The 'Higher Law' Background of American Constitutional Law," *Harvard Law Review*, Vol. 42 (1928-29), pp. 148-85, 365-409

(6) Bernard Schwartz, ed., *The Bill of Rights: A Documentary History* (2 vols., New York, 1972), pp. 4-48.

- (7) Seame Jonyns, *The Objections to the Taxation of American Colonies*... (1765), in Samuel Eliot Morison, ed., *Sources and Documents illustrating the American Revolution, 1764-1788* (2nd ed., New York, 1965), pp. 18-24.
- (8) Thomas Whately, *The Regulations lately Made Concerning the Colonies and the Taxes*... (1765), in Morgan, ed., *Prologue*, pp. 17-23.
- (9) Daniel Dulany, *Consideration on the Propriety of Imposing Taxes in the British Colonies*... (1765), in Bernard Bailyn, ed., *Pamphlets of the American Revolution* (Cambridge, Mass., 1965), pp.
- (10) Edmund Burke, *Address to the Electors of Bristol* (1774), in *The Works of Edmund Burke*. (4th ed., Boston, 1871), Vol. 2, pp. 94-98.
- (11) Bernard Bailyn, *The Origins of American Politics* (New York, 1967), pp. 80-88. 田中根次郎『トマス・ペインの思想』(東京大学出版会) 一七〇頁—一〇二頁。
- (12) James Ois, *The Rights of the British Colonies Asserted and Proved* (1764), in Bernard Bailyn, ed., *Pamphlets of the American Revolution*, Vol. 1 (1965), p. 445.
- (13) Edmund S. Morgan and Helen M. Morgan, *The Stamp Act Crisis* (Chapel Hill, 1953; New York, 1962), pp. 28-29.
- (14) Stephan Hopkins, *The Rights of Colonies Examined* (1764) in Merrill Jensen, ed., *Tracts of the American Revolution, 1763-1776* (Indianapolis, 1967), pp. 41-62.
- (15) To Lord Kames, April 11, 1767, To John Ross, Dec. 13, 1767, *The Works of Benjamin Franklin* (Bigelow edition), Vol. 4, 2, 59. トマス・ペインの著作『独立宣言』の序文に引かれた Merrill Jensen, *The Founding of a Nation: A History of the American Revolution* (New York, 1968), pp. 65, 114-16, 117 参照。
- (16) Morgan, ed., *Prologue*, pp. 62-63.
- (17) Edmund S. Morgan, "Colonial Ideas of Parliamentary Power, 1764-1766," *William & Mary Quarterly*, 3rd ser., Vol. 5 (1948), pp. 311-41; Morgan, *Stamp Act Crisis, 152-54*. 参考として Carl L. Becker, *The Declaration*

- of Independence* (New York, 1922), p. 90; Adams, *Political Ideas*, p. 91 を参照。
- (21) ウォーレンの語に基き、Lawrence H. Gipson, *The British Empire Before the American Revolution* (15 vols., New York, 1936-67), Vol. 10 & Jensen, *Founding of a Nation*, p. 241 以下 Adams, *Political Ideas* の彼の解説 (p. 16) を参照。
- (19) モーガンはこのように解釈せず、課税権否定の論理は印紙法だけでなく「アメリカ歳入法」にも適用されていたと考えるが、それには同意しがた。
- (20) Morgan, ed., *Prologue*, pp. 28, 50. 彼は彼 *Stamp Act Crisis*, p. 57. を参照。
- (21) Morgan, ed., *Prologue*, pp. 143-45.
- (22) Richard Koebner, *Empire* (New York, 1961), pp. 90, 105-18 英帝国とこの語が本国よりもむしろ植民地で人気があることを示す。
- (23) Richard Brand, *An Inquiry into the Rights of the British Colonies* (1766), in Jensen, ed., *Tracts*, pp. 112-14, 116-19, 122.
- (24) Morgan, ed., *Prologue*, p. 48.
- (25) *Ibid.*, pp. 51, 53, 55. だがこのローションとメリモンは internal polity ロネイカントとロードアイランドは internal police の語を用いる。
- (26) Jensen, ed., *Tracts*, p. 113.
- (27) Bailyn, ed., *Pamphlets*, pp. 436-41.
- (28) *Ibid.*, pp. 476-77.
- (29) Bailyn, *Ideological Origins*, p. 187.
- (30) Max Beloff, ed., *The Debate on the American Revolution, 1761-1783, A Sourcebook* (New York, 1960), pp. 92-96.
- (31) Jensen, *Founding of a Nation*, pp. 151-182; Christie and Labaree, *Empire or Independence*, pp. 64-65.

- (32) Merrill Jensen, ed., *American Colonial Documents to 1776* [*English Historical Documents*, Vol. 9] (London, 1955), p. 695.
- (33) Jensen, *Founding of a Nation*, pp. 191-93.
- (34) Jensen, *Founding of a Nation*, pp. 209-38; Christie and Labaree, *Empire or Independence*, pp. 95-118.
- (35) John Dickinson, *Letters from A Farmer in Pennsylvania* (1767), in *Empire and Nation* (Englewood Cliffs, N. J., 1962), pp. 3-15, 21, 53-54.
- (36) Carl F. Kaestle, "The Public Reaction to John Dickinson's Farmer's Letters," *Proceedings of American Antiquarian Society* (Worcester, Mass., Oct., 1968).
- (37) 図来共譯の語彙に Jensen, ed., *English Historical Documents*, Vol. 9, pp. 722-24 参考
- (38) Jensen, *Founding of a Nation*, pp. 241-60, 603-19, 699-700.
- (39) William Hicks, *The Nature and Extent of Parliamentary Power Considered* (1768), in Jensen, ed., *Tracts*, pp. 164-184. 参考
- (40) *English Historical Documents*, Vol. 9, pp. 714-16.
- (41) Jensen, *Founding of a Nation*, pp. 354-72; Arthur M. Schlesinger, *The Colonial Merchants and the American Revolution, 1763-1776* (New York, 1918).
- (42) J. R. Pole, *The Pursuit of Equality in American History* (London, 1978), pp. 22-23.
- (43) To William Franklin, *Works*, Vol. 4, p. 130.
- (44) Jensen, *Founding of a Nation*, pp. 377-433.
- (45) Richard D. Brown, *Revolutionary Politics in Massachusetts: The Boston Committee of Correspondence and the Towns, 1772-1774* (Cambridge, Mass., 1970), pp. 66-67.
- (46) [Samuel Adams?] *A State of the Rights of the Colonies* (1772), in Jensen, ed., *Tracts*, pp. 233-55.

- (47) Brown, *Revolutionary Politics*, pp. 92-121.
- (48) Alden Bradford, ed., *Speeches of the Governors of Massachusetts and the Answers of the House of Representatives, etc., 1765-1775* (Boston, 1818), pp. 338-65.
- (49) Jensen, *Founding of a Nation*, p. 423.
- (50) Benjamin W. Labaree, *The Boston Tea Party* (New York, 1964), pp. 102-03. 独占反対が主な反対理由だったとする解釈は、Schlesinger, *Colonial Merchants*, p. 270 を参照。 *American Archives* に見出られる当時の手紙や決議を、*セントビンリーの見解* がより適切である。
- (51) Christie and Labaree, *Empire or Independence*, pp. 150-62; Bernard Donoghue, *British Politics and the American Revolution: The Path to War, 1773-1775* (Macmillan, 1964), p. 31; Labaree, *Boston Tea Party*, pp. 126-93.
- (52) Labaree, *Boston Tea Party*, pp. 234, 236-55.
- (53) Thomas Jefferson, *A Summary View of the Rights of British America* (1774), in Jensen, ed., *Tracts*, pp. 263-64. 松本重治編『フランクリン・シモンソン……』(中央公論社版『世界の名著』第三三巻)(一九七〇年)二〇九—三一頁に全訳がある。
- 植民地人の間に引用文のような見方が広まったことは Bernard Bailyn, *The Ideological Origins of the American Revolution* (Cambridge, Mass., 1973). に於いて強調された。とくに一四四—五九頁を参照。その例として大陸会議の本国人民への訴えを参照(注88)。
- (54) John Dickinson, *An Essay on the Constitutionary Power of Great Britain over the Colonies* (1774), in *The Political writings of John Dickinson* (2 vols., Washington, D. C., 1801), Vol. 1, pp. 361-63.
- (55) Henry Drayton, *A Letter from "Freeman" of South Carolina to the Deputies of North America* (1774), cited by Mullett, *Fundamental Law*, pp. 147-50
- (56) Jensen, *Tracts*, p. 261.



- (75) James Wilson, *Considerations on the Nature and Extent of the Legislative Authority of the British Parliament* (1774), in Robert G. McCloskey, ed., *The Works of James Wilson* (2 vols., Cambridge, Mass., 1967), pp. 710-46. 274-51-46頁。
- (76) John Adams, *Notes of Debates in Continental Congress*, Sept. 8, 1774, in L. H. Butterfield, ed., *The Adams Papers: Diary and Autobiography of John Adams* (4 vols., Cambridge, Mass., 1964), Vol. 2, pp. 128-30.
- (77) 「宣言書と決議」について W. C. Ford, ed., *Journals of Continental Congress* [JCC] (34 vols., Washington, D. C., 1904-37), Vol. 1, pp. 63-73 を参照。多くの資料集の収録をめぐって。
- (78) キヤロル・ルネ・ジョセフ JCC, Vol. 1, pp. 43-49. 248. 452 Joseph Galloway, *A Candid Examination of the Mutual Claims of Great Britain, And Colonies*... (1775), in Jensen, ed., *Tracts*, pp. 350-99 を参照。
- (79) *Notes of Debates, in Adams Papers*, Vol. 2, pp. 141-44.
- (80) Jensen, *Founding of a Nation*, p. 499.
- (81) 決議について *Notes of Debates, in Adams Papers*, Vol. 2, pp. 147-49.
- (82) 「声明と決議」の中には一時的な植民地内部の政治制度についての不満の表明を含んでゐた。それは王領植民地の上院(評議会)が、王により任命され王が望む間地位に留まる議員によって構成されておき、王からの独立性を欠くことについての不満の表明である。これは恐らく、従来から評議会議員が任命制ではなく、代議院議員が毎年新評議会議員を選ぶ権利をもっていたマサチューセッツで、いわゆる抑圧的諸法の一環として、評議会が王の任命制に切り変えられたことに触発されて主張されたものであろう。マサチューセッツの旧制度の復活は抑圧的諸法撤廃要求の一環として本國議会に対するものであるが、他の植民地の上院改革は王に対する要求であった。また常備軍撤退に関する要求も王に対してなされたものと言えよう。
- (83) John M. Murrin, "The Myth of Colonial Democracy and Royal Decline in Eighteenth-Century America," *Vikarna*, Vol. 5 (1965), p. 66.
- (84) Pauline Maier, *From Resistance to Revolution: Colonial Radicals and the Development of American Opposition to*

*Britain, 1765-1776* (New York), ヲヘテ大體ヲ参照。

- (79) Jensen, ed., *Tracts*, p. 275.
- (80) "To the People of Great-Britain..." (Oct. 12, 1774), *JCC*, Vol. 1, pp. 82-90.
- (81) John Adams, "Novanglus Letters," Nos. VII, VIII, in Bernard Mason, ed., *The American Colonial Crisis: The Daniel Leonard-John Adams Letters to the Press, 1774-1775* (New York, 1972), pp. 194, 200-01, 211, 226.
- (82) 英國に對シテ大體トシテノトナル諸大文ハ、前掲論文ニ於テ、ユヅリテ、Jensen, ed., *Tracts*, introduction, xiv, 1, lxiiv 參照。オシテ、オノノ大體ヲ、オノノ七〇年代初メニ於テ、Majer, *From Resistance to Revolution*, pp. 203-70. 彼女ハ『ロキアン・ヤンクス』刊行前ニ於テ「ヤノ主權」トシテ、以前五年間ニ議論セラルル大體、オノノ論文ニ於テ、(p. 288) ヲ示スル。オノノ大體、*Founding of a Nation*, p. 431-33 參照。
- (83) Josiah Tucker, "The True Interest of Great Britain, Set Forth in Regard to the Colonies...", in *Four Tracts with Two Sermons on Political and Commercial Subjects* (1774), Readex microform.
- (84) John Cartwright, *American Independence, The Interest and Glory of Great Britain* (1774) in Paul H. Smith, ed., *English Defenders of American Freedoms, 1774-1778* (Washington, D. C., 1972), pp. 133-92. 同書ニ出テ、Richard Price, Granville Sharp ヲユヅリテ、Mullett, *Colonial Claims to Home Rule*, pp. 26-27 參照。
- (85) Belof, ed., *Debate*, pp. 189-95; O. A. Sherrard, *Lord Chatham and America* (London, 1958), pp. 356-57.
- (86) Belof, ed., *Debate*, pp. 205-28; G. H. Guttridge, *English Whiggism and the American Revolution* (Berkeley, Cal., 1942), pp. 80-81.
- (87) B. D. Bargar, *Lord Dartmouth and the American Revolution* (Columbia, S. C., 1965), pp. 133-59, 164-66.